

▼後期高齢者医療特別会計繰出金（3-1-7-03） 107,088（98,535）

〔国県支出金：66,862 一般財源：40,226〕

※県負担金：後期高齢者医療保険基盤安定対策費負担金 66,862

〔事業概要・効果等〕

後期高齢者医療制度の安定した運営を図るため、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すもの。

・後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定分 89,150, 事務費分 17,938） 107,088

▼高額療養費貸付金（3-1-8-01） 6,000（7,200）

〔その他：6,000〕

※諸収入：高額療養費貸付金元利収入 6,000

〔事業概要・効果等〕

高額な医療費の支払いが困難な者に対し、医療に要する資金を貸し付け、必要とする医療を容易に受けられるようにすることにより、その世帯の生活の安定を図る。

通常診療月の数ヶ月後に支給される高額療養費を事前に貸し付けるものである。

▼出産費資金貸付金（3-1-9-01） 1（1）

〔一般財源：1〕

〔事業概要・効果等〕

国民健康保険法の規定による出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯に対し、出産一時金の支給を受けるまでの間、当該出産一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金を貸し付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与する。

▼国民年金事務費（3-1-10-01） 2,738（2,773）

〔国県支出金：2,738〕

※国委託金：国民年金事務費交付金 2,738

〔事業概要・効果等〕

国民年金法では、国民年金事業のうち各種届出書の受理など地域住民に密着した事務（国民年金への加入や基礎年金などの請求手続きの事務等）は、法定受託事務として市町村が行うこととされており、これらの事務処理等に必要な費用は、国民年金等事務費交付金として、国民年金法に基づき国が交付することとされている。

▼養育医療費（4-1-4-03） 2,459（2,869）

〔国県支出金：1,273 その他：757 一般財源：429〕

※国負担金：養育医療費国庫負担金 849 県負担金：養育医療費県負担金 424 負担金：療育医療費自己負担金（保護者分）72, 養育医療費自己負担金（医療福祉分）685

〔事業概要・効果等〕

医師が入院養育の必要性を認めた未熟児（出生体重が2,000g未満、体温が非常に低い等）に対して、入院中の治療に要する医療費・食事代を公費により負担し、保護者の負担を軽減するものである。

■こども福祉課

▼DV対策事業（3-1-11-01） 18（24）

〔一般財源：18〕

〔事業概要・効果等〕

配偶者からの暴力に関する通報、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を行う。

▼児童福祉総務費（3-2-1-02） 11,111（12,031）

〔一般財源：11,111〕

〔事業概要・効果等〕

保育所入所及び児童手当に関する事務手続きに対応するための嘱託職員の雇用及びこども福祉課庶務全般に関する経費

- ・嘱託職員報酬（5人雇用） 8,112
- ・臨時託児所スタッフ謝礼 40
- ・子ども・子育て支援システム借上料 497

▼児童扶養手当支給事業（3-2-1-03） 153,622（151,651）

〔国県支出金：50,933 一般財源：102,689〕

※国負担金：児童扶養手当給付費国庫負担金 50,933

〔事業概要・効果等〕

父母の離婚などにより、父または母の一方もしくは両方と生計を共にしていない児童を養育する者に対し、児童の心身の健やかな成長や、ひとり親家庭の自立促進に寄与するために手当を支給し、もって福祉の増進を図る。

- ・児童扶養手当給付金（全部支給受給者数 162人×42,000円×12カ月、一部支給受給者数 156人×31,180円×12カ月、第2子加算 137人×5,000円×8カ月、137人×10,000円×4カ月、第3子加算 38人×3,000円×8カ月、38人×6,000円×4カ月） 152,801

▼家庭児童相談事業（3-2-1-04） 1,448（1,472）

〔一般財源：1,448〕

〔事業概要・効果等〕

児童に関する家庭内や教育上の問題などに対し、家庭児童相談員が専門的な対応をすることで、問題の解消又は不安の軽減を図り、家庭児童福祉の向上を図る。

- ・家庭相談員報酬（117,600円×12カ月×1人） 1,412

▼保育施設運営委託事業（3-2-1-05） 1,228,726（1,161,129）

〔国県支出金：657,340 その他：145,530 一般財源：425,856〕

※国負担金：保育児童運営費負担金 438,227 県負担金：保育児童運営費負担金 219,113 保護者負担金：保育料徴収金（現年度）145,530

〔事業概要・効果等〕

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、保育施設に対し保育業務を委託する。

- ・市外保育施設運営委託料 35,106
- ・市内民間保育施設運営委託料（◆私立保育園：ピジョンランド常総保育園 79,539、あい保育園富士見ヶ丘 92,744、つくば国際はるかぜ保育園 100,744、テンダーラビング保育園みらい平 86,745、あい保育園陽光台 92,248、きらり保育園 79,385、陽光台保育園 344,843 ◆認定こども園：認定こども園みらい平ふたばランド 49,799、富士見ヶ丘認定こども園 53,497、認定こども園絹ふたば文化 25,422、（仮称）認定こども園ルンビニー学園 61,529（仮称）みらい認定こども園 68,614◆地域型保育：ちびっこハウスエンジェル 28,054、ちびっこランドみらい平園 20,138、ひまわり保育園 10,318） 1,193,619



保育の様子

▼子育て支援・保育サービス推進事業（3-2-1-06） 102,562（162,485）

〔国県支出金：79,296 その他：15,265 一般財源：8,001〕

※県補助金：すこやか保育応援事業費補助金 1,503, 民間保育所等乳児等保育事業費補助金 3,510, 子ども・子育て支援交付金交付事業費補助金 74,283 負担金：子育て短期支援利用者負担金 15 繰入金：ふるさとづくり基金繰入金 15,250

〔事業概要・効果等〕

保育ニーズの多様化に対応するため、各種子育て支援事業を民間施設に業務委託し、保育サービスの向上を図る。

- ・病後児保育事業業務委託料（6,219,000円×2施設） 12,438
- ・延長保育促進事業業務委託料（15施設） 25,766
- ・地域子育て支援拠点事業業務委託料（5施設） 46,592
- ・一時預かり事業業務委託料（3施設） 4,740
- ・ファミリーサポートセンター事業業務委託料 2,643
- ・民間保育所等乳児等保育業務委託料（12施設） 7,020
- ・すこやか保育応援事業費補助金（2階層 1,500円×12カ月×15人, 3階層 3,000円×12カ月×26人, 4階層 3,000円×12カ月×50人） 3,006

▼3人乗り自転車貸出事業（3-2-1-07） 306（60）

〔その他：84 一般財源：222〕

※諸収入：貸自転車利用負担金 84

〔事業概要・効果等〕

子育て支援のため、電動アシスト（駆動補助機）付の3人乗り自転車の貸出しを行う。

- ・修繕料 246
- ・傷害保険料（2,000円×7台） 14
- ・貸出用3人乗り自転車点検整備等業務委託料（5,400円×7台, 1,100円×7台） 46

▼児童手当支給事業（3-2-2-01） 953,240（894,366）

〔国県支出金：812,746 一般財源：140,494〕

※国負担金：児童手当国庫負担金 673,203 県負担金：児童手当県負担金 139,543

〔事業概要・効果等〕

中学生以下の児童を養育している者に手当を支給することにより、次代の社会を担う児童の成長及び発達に寄与する。

- ・児童手当被用者（0歳から3歳未満）（15,000円×16,433人） 246,495
- ・児童手当非被用者（0歳から3歳未満）（15,000円×2,519人） 37,785
- ・児童手当被用者（3歳以上小学校修了前）（第1子・第2子 10,000円×36,068人, 第3子 15,000円×3,659人） 415,565
- ・児童手当非被用者（3歳以上小学校修了前）（第1子・第2子 10,000円×7,685人, 第3子 15,000円×1,241人） 95,465
- ・児童手当被用者（中学生）（10,000円×9,824人） 98,240
- ・児童手当非被用者（中学生）（10,000円×2,924人） 29,240
- ・特例給付（0歳から3歳未満）（5,000円×494人） 2,470
- ・特例給付（3歳以上小学校修了前）（5,000円×3,950人） 19,750
- ・特例給付（中学校）（5,000円×1,456人） 7,280

▼母子・父子自立支援相談事業（3-2-3-01） 12,319（11,759）

〔国県支出金：902 一般財源：11,417〕

※国負担金：児童入所施設措置費等国庫負担金 1 国補助金：母子家庭等対策総合支援事業費補助金 900 県負担金：児童入所施設措置費等負担金 1

〔事業概要・効果等〕

母子及び父子家庭や寡婦の福祉に関して実情を把握し、個人それぞれのケースに応じて自立に必要な相談や指導を行うとともに、父子及び母子家庭等福祉金を支給することにより、健全な生活と社会参加を促し、福祉の向上を図る。さらに今年度から母子家庭等高等職業訓練促進給付事業を開始し、母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利で、経済的自立に効果的な資格を取得する際に給付金を支給し、取得期間中の生活の安定と、取得後の経済的な自立を支援する。

- ・母子・父子自立支援員報酬（117,600円×12カ月） 1,412
- ・父子及び母子家庭福祉金（1,500円×6,382人） 9,573
- ・母子家庭等高等職業訓練促進等給付金（100,000円×12カ月×1人） 1,200

▼保育所管理事業（3-2-4-02） 201,452（97,248）

〔その他：115 一般財源：201,337〕

※負担金：日本スポーツ振興センター保護者負担金 115

〔事業概要・効果等〕

各保育所の嘱託職員の報酬等について、一括計上し、効率的な管理・運営を図る。

- ・校医報酬（119,500円×6施設, 6,100円×29クラス） 894
- ・歯科医報酬（99,900円×6施設, 4,900円×29クラス） 742
- ・保育士報酬（嘱託職員 47名雇用） 102,012
- ・調理員報酬（嘱託職員 15名雇用） 19,547
- ・保育補助員報酬（嘱託職員 22名雇用） 20,135
- ・栄養士報酬（嘱託職員 2名雇用） 3,187
- ・植栽管理委託料 2,214
- ・保育士派遣業務委託料（常勤：1,800円×8h×243日×6名×1.08, 朝夕：2,250円×6h×12カ月×6名×1.08, 土曜日：2,250円×8h×12カ月×6名×1.08, 運動会：2,430円×6h×6名×1.08） 25,219

▼児童館事業（3-2-5-01） 30,572（31,854）

〔国県支出金：5,298 その他：45 一般財源：25,229〕

※県補助金：子ども・子育て支援交付金交付事業費補助金 5,298 使用料：行政財産使用料 45

〔事業概要・効果等〕

子ども同士や子育て中の親同士の交流の場となり、小中学生、高校生などのすべての子どもが学習や遊びのできる場を提供するとともに、地域社会がかかわりを持ちながら子どもを育てる取り組みを推進する。

- ・指定管理委託料 30,272

▼伊奈第1保育所事業（3-2-4-03） 9,587（34,277）

〔その他：1,076 一般財源：8,511〕

※使用料：行政財産使用料 1 諸収入：保育所給食費 1,000 その他の雑入：75

〔事業概要・効果等〕

- ・光熱水費（電気料 724, 上下水道料 1,084, ガス代 376） 2,184
- ・賄材料費 4,249
 - 0. 1. 2 歳児：240円×239日×24人×1.08
 - 3. 4. 5 歳児・職員：190円×239日×50人×1.08,
477円×12カ月×50人×1.08（主食分）
- ・日常清掃委託料（800円×1.5h×241日×1.09（事務費）） 316

▼伊奈第2保育所事業（3-2-4-04） 9,671（35,259）

〔その他：1,099 一般財源：8,572〕

※諸収入：保育所給食費 1,099

〔事業概要・効果等〕

・光熱水費（電気料 756, 水道料 462, ガス代 228） 1,446

・賄材料費 5,141

0.1.2 歳児：240 円×239 日×35 人×1.08

3.4.5 歳児・職員：190 円×239 日×51 人×1.08

477 円×12 カ月×51 人×1.08（主食分）

放射能検査材料分（伊奈第 2 保育所, 伊奈第 4 保育所検査分）：1,300 円×10 回×12 カ月

・日常清掃委託料（800 円×1.5 h×241 日×1.09（事務費）） 316

▼伊奈第 3 保育所事業（3-2-4-05） 11,225（33,559）

〔その他：1,191 一般財源：10,034〕

※諸収入：保育所給食費 1,191

〔事業概要・効果等〕

・光熱水費（電気料 780, 上下水道料 912, ガス代 324） 2,016

・賄材料費 5,708

0.1.2 歳児：240 円×239 日×29 人×1.08

3.4.5 歳児・職員：190 円×239 日×68 人×1.08,

477 円×12 カ月×68 人×1.08（主食分）

放射能検査材料分（伊奈第 1 保育所, 伊奈第 3 保育所検査分）：1,300 円×10 回×12 カ月

・日常清掃委託料（800 円×1.5 h×241 日×1.09（事務費）） 316

▼伊奈第 4 保育所事業（3-2-4-06） 11,699（44,571）

〔その他：1,346 一般財源：10,353〕

※諸収入：保育所給食費 1,346

〔事業概要・効果等〕

・光熱水費（電気料 1,008 上下水道料 900 ガス代 324） 2,232

・賄材料費 6,037

0.1.2 歳児：240 円×239 日×32 人×1.08

3.4.5 歳児・職員：190 円×237 日×76 人×1.08,

477 円×12 カ月×58 人×1.08（主食分）

・日常清掃委託料（800 円×1.5 h×241 日×1.09（事務費）） 316

▼谷和原第 1 保育所事業（3-2-4-07） 11,726（35,177）

〔その他：1,148 一般財源：10,578〕

※諸収入：保育所給食費 1,148

〔事業概要・効果等〕

・光熱水費（電気料 1,080, 上下水道料 900, ガス代 336） 2,316

・賄材料費 5,428

0.1.2 歳児：240 円×239 日×27 人×1.08

3.4.5 歳児・職員：190 円×239 日×68 人×1.08,

477 円×12 カ月×68 人×1.08（主食分）

・日常清掃委託料（800 円×1.5 h×241 日×1.09（事務費）） 316

▼谷和原第 2 保育所事業（3-2-4-08） 10,728（41,495）

〔その他：2,159 一般財源：8,569〕

※使用料：行政財産使用料 1 諸収入：保育所給食費 2,158

〔事業概要・効果等〕

- ・光熱水費（ガス代） 384
- ・賄材料費 7,558
 - 0. 1. 2 歳児：240 円×239 日×33 人×1.08
 - 3. 4. 5 歳児・職員：190 円×239 日×97 人×1.08
477 円×12 カ月×97 人×1.08（主食分）
- 放射能検査材料分（谷和原第 1 保育所，谷和原第 2 保育所検査分）：1,300 円×10 回×12 カ月
- ・日常清掃委託料（800 円×2h×241 日×1.09（事務費）） 421

▼幼保施設維持管理事業（3-2-4-09） 8,475（7,908）

〔一般財源：8,475〕

〔事業概要・効果等〕

谷和原幼稚園と谷和原第 2 保育所の施設の維持管理に関する共通経費

- ・光熱水費（電気料 2,880，水道料 1,080） 3,960
- ・委託料（警備委託料 1,032，浄化槽維持管理委託料 485，消防設備点検委託料 132，植栽管理 578，厨房害虫駆除委託料 168，清掃委託料 497，遊具点検委託料 31，冷暖房設備点検委託料 292，自家用電気工作物保守点検業務委託料 284，飲料水貯水槽清掃業務委託料 84，特殊建築物定期報告業務委託料 659） 4,242

▼支援室事業（3-2-4-10） 22,702（20,803）

〔国県支出金：11,984 その他：972 一般財源：9,746〕

※県補助金：子ども・子育て支援交付金交付事業費補助金 11,984 負担金：一時保育徴収金 972

〔事業概要・効果等〕

子育て中の親子の交流の場の提供と，様々な子育てに関する相談，情報の提供，助言を行う。

- ・保育士報酬（嘱託職員 9 人雇用） 18,653
- ・報償費（講師謝礼：5,000×2 回×2 カ所，体操教室：10,000×2 回×2 カ所，ベビーヨガ教室：5,000 円×2 回×2 カ所） 80



支援室で遊ぶ親子



クリスマスイベント



抱っこ講座

■健康増進課

▼精神保健事業（3-1-5-02） 424（435）

〔一般財源：424〕

〔事業概要・効果等〕

精神障害者とその家族に対し，受療や日常生活・社会福祉制度の活用に係る相談支援を行い，社会復帰・社会参加・自立の促進を図る。また，市民の「こころの健康づくり」に関する意識を高め理解を深めるとともに，自殺対策を総合的に推進し，自殺の防止や自殺者の親族等に対する支援の充実を図り，健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する。

- ・自殺予防対策強化事業講師謝礼（ゲートキーパーフォローアップ研修会講師謝礼 50,000 円×1 回，ゲートキーパー養成研修会講師謝礼 50,000 円×2 回） 150
- ・こころの体温計システム管理委託料（メンタルチェックシステム運営管理費） 52
- ・心の相談委託料（精神科医 25,000 円×6 回） 150